

周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（補助金の交付の決定等）</p> <p>第5条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。<u>ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</u></p> <p>2 略</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p><u>（県内発注）</u></p> <p><u>第15条 事業実施主体は、補助事業の実施において、「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（情報の開示）</p> <p>第16条 補助事業又は補助事業者に関して、情報開示請求があった場合は、高知県の高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく対応に準じて対応する。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（補助金の交付の決定等）</p> <p>第5条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。（追加）</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第14条 略</p> <p>（新設）</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第15条 補助事業又は補助事業者に関して、情報開示請求があった場合は、高知県の高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく対応に準じて対応する。</p> <p>（新設）</p>

附 則

1 略

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(削除)

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

1 略

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 第4条第1項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(追加)